

目次

	ページ
1. 個人情報保護法とは	2
2. 個人情報保護法	3
3. 個人情報が漏洩すると	7
4. 個人情報保護管理体制	9
5. 個人情報保護活動に違反したら	10
6. 個人情報保護のための社内ルール	11
7. 理解度アンケート	14



1. 個人情報保護法とは

2005年4月から個人情報保護法が完全施行されました。

大きくまとめると、

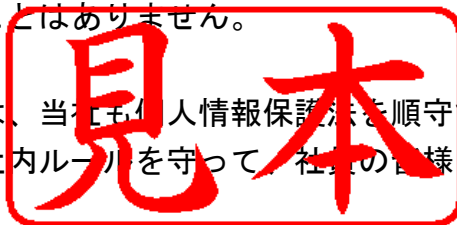
- ・ 不正に取得した個人情報を使用してはならない。
- ・ 個人情報を利用するときは、目的以外で使用してはならない。
- ・ 開示、修正、利用中止等の請求があった場合、速やかに応じる。

になります。

法律ですから、この法律を守らなければ、罰金、懲役があります。

しかし、なにも怖がることはありません。社内の決められたルールに従って仕事をしていれば、違反することはありません。

ここで、大事なことは、当社も個人情報保護法を順守する企業であるということ、個人情報保護のための社内ルールを守って、社員の皆様は、仕事をしなければならないということです。



2. 個人情報保護法

2. 1 「個人情報」

「個人情報」とは、個人情報保護法では次のように定義されています。

- ・ 生存する特定の個人を識別できる情報
- ・ 他の情報と容易に照合ができ、それによって特定の個人を識別できる情報

氏名、顔写真（画像）はもちろん、顧客名簿等と容易に参照できる番号なども個人情報に含まれます。また電話帳や ホームページに載っているすでに公開されている氏名、電話番号等も、個人情報に含まれます。

あなたが業務上関わる「個人情報」の例

- 1) 氏名、生年月日、住所、電話番号、顔写真、音声データ、銀行口座番号、社内における職位や所属に関する情報
- 2) 特定の個人を識別できるメールアドレス情報
- 3) 特定の個人を識別できる情報が記述されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特別な特定の個人を識別できる情報
- 4) 雇用管理情報（会社が社員を評価した情報を含む）
- 5) お客様やお取引先の担当者の氏名、電話番号、住所、職位や所属情報等
- 6) E メールアドレス、IP アドレス、Cookie、会員 ID・パスワード等のインターネット特有の組合せで個人を特定出来る情報

4. 個人情報保護管理体制

(ア) 個人情報保護管理責任者
管理責任者は、専務です。

(イ) 個人情報保護管理委員会
個人情報保護推進の各委員は、各部門長であり、委員長は、総務部長です。

(ウ) 個人情報の苦情、相談窓口
個人情報の苦情、相談窓口は、総務です。

(エ) 部門担当
各部門内においての責任者は、部門長です。
ゆえに、部門における個人情報保護活動は、部門長の指示に従ってください。



5. 個人情報保護活動に違反したら

個人情報保護活動に違反し、重過失により個人情報に関する事故を発生させた場合は、就業規則の懲戒を適用します。

通常は、そうなることはないと思いますが、過失のないよう日頃から気をつけてください。

